

第 612 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 8 年 5 月 1 日 (金) 13 時 55 分～15 時 05 分
2. 場 所 滋賀県 合同庁舎 7 A 会議室
3. 出 席 委 員 谷口孝男 佐野高典 宮崎多恵子 浦谷一孝 河島順二  
小島俊明 松井弥惣治 森 善則 富田敏則
4. 事 務 局 職 員 牧野事務局長 佐野主任書記 関書記 橋本書記  
國本書記
5. 説 明 員 土井部長 酒井課長 杉本主席参事 上垣課長補佐  
吉岡課長補佐 佐野主幹 (兼務) 三枝水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議事の経過概要 別添のとおり

会 長 谷 口 孝 男 印

署名委員 小 島 俊 明 印

署名委員 松 井 弥 惣 治 印

## 議 事 の 経 過 概 要

開会宣告 13 時 55 分開会

牧野事務局長

定刻より少し早いですが、皆さまお揃いですので、ただいまより、第 612 回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催します。

本日の司会を務めます本委員会事務局長の牧野です。よろしくお願い致します。

本日は、光永委員がやむを得ない事情のため欠席されています。従いましてご出席の委員は 9 名であり、定員 10 名の過半数の皆様にご出席いただき、漁業法第 145 条第 1 項の規定により、本委員会は成立していることを御報告します。

4 月の人事異動により県の職員に異動がありましたので、紹介します。

農政水産部 土井部長です。水産課 酒井課長です。同じく水産課 杉本主席参事です。水産試験場 三枝場長です。水産課 水産振興係長の上垣課長補佐です。アユ資源・漁場対策係長の吉岡課長補佐です。本委員会事務局の主任書記を兼ねます漁政係の佐野主幹です。書記を兼ねます漁政係の関主幹、橋本主事、國本技師。改めまして私事務局長を兼ねます水産課参事兼漁政係長の牧野です。よろしくお願い致します。

議事に入る前に、土井部長からご挨拶を頂戴します。土井部長よりよろしくお願い致します。

土井部長

失礼します。この 4 月から農政水産部長を拝命しております土井です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

令和 8 年度の琵琶湖海区漁業調整委員会の第 1 回目の会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

琵琶湖海区漁業調整委員会委員の皆様には、本県水産業の秩序ある発展にご尽力いただいていることに、まずもって感謝申し上げたいと思います。

琵琶湖漁業は、世界農業遺産「琵琶湖システム」の中核をなす構成要素であり、伝統ある食文化を支える大事な産業です。

しかし、近年は、アユの不漁や、燃料や漁網の価格高騰等その経営環境は一段と厳しさを増しているところです。

こうした中、アユについては、委員の皆様のご御意見もいただきまして、昨年度は産卵用人工河川の運用方法の工夫や、天然河川の河

床耕耘を行ったところではあります。こうした取組によりまして、まだまだ本来の姿というわけではございませんが、資源量は一定の回復をみたという状況です。また、ビワマスは、遊漁の対象として人気が大変高く、過熱といってもいい状態になっています。資源利用の観点からは漁業との調整が大きな課題となっているものと承知しています。本委員会が構築したビワマス遊漁の承認制度につきましては、資源状況に応じて遊漁者の受入れ数を決定するというもので、資源管理の先進事例として全国から高く評価されているところです。

最後になりますが、琵琶湖漁業の現状を見ますと、本委員会の果たす役割は今後もますます大きくなりますことから、委員の皆様には、どうぞ引き続き琵琶湖漁業の発展にご尽力賜うことをお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

牧野事務局長

ありがとうございました。

なお、土井部長は他の公務のため、ここで退席されますのでご了承願います。

それでは議事に移ります。

委員会会議規則第5条の規定により、議事の進行を会長にお願いいたします。

会長、よろしくお願いいたします。

谷口会長

それではただいまから第612回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。

本日の議事録署名人は、議席番号順に小島委員、松井委員にお願いしたいと思います。

それでは、諮問事項に入ります。「漁業の許可の制限措置の内容等について」、水産課から説明をお願いします。

#### (1) 諮問事項

ア) 漁業の許可の制限措置の内容等について

水産課 佐野主幹

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、御意見、御質問がありましたら、御発言を願います。

佐野委員

ごり沖びき網、あゆ沖びき網、その他沖びき網漁業と分けてあり

ますが、手繰第1種漁業の中にこれら3種の漁業があり、それぞれにこの表のような希望者がいるというように理解すればいいでしょうか。

佐野主幹

そうです。手繰第1種漁業には、ごり、あゆ、その他の3種類があり、許可制度上も3種類に分かれています。許可証は1枚なのですが、内容は3種類に分かれており、許可を持っている種類の漁業はできるが、持っていない種類はできません。例えば、ごり沖びき網の許可のみ持っている人は他の2種類をすることはできないということになります。定数はそれぞれの種類ごとに定めていますが、3種類とも同じ数の定数になっているということです。

小島委員

定数減は、漁をする人が減ってきているということの表れと見ていいでしょうか。

佐野主幹

そうですね。昨期には定数が150件で許可数が100件ほどであったものが、現許可は定数が110件で許可数が90件ほどです。許可申請をされる方が減ったことが見て取れます。今回も希望調査の数を見る限り、実際の申請は希望調査の結果から多少増えると予想されるとはいえ、前回より減少するものと見ています。

小島委員

そのように見ていいということですね。わかりました。

谷口会長

一方で、基本計画の目標としているものを加味しているということですね。

佐野主幹

そうです。定数を希望調査の結果ぴったりに合わせることもできます。定数を縛ることは、漁業の管理監督上のメリットはありますが、県として新規就業者を積極的に募っていきたいとの側面もあります。漁業を始めたい人をなるべく断ることがないように一定余裕のある定数を定めたいと思っています。どれくらい定数に余裕を見ればいいのか根拠を求めたときに、県が定めている農業水産業基本計画の目標値である新規就業者20人がいいだろうということで、その分の余裕を加えて定数を定めてはどうかということです。

谷口会長

他に御質問ございますか。それでは、ただいま説明のありました「漁業の許可の制限措置の内容等について」は、異議なしとして答

申することとします。

なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することとします。

続いて報告事項に入ります。随時許可漁業について、水産課から説明をお願いします。

## (2) 報告事項

### ア) 随時許可漁業について

水産課 佐野主幹

谷口会長                    ありがとうございました。ただ今の説明に対し、御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

谷口会長                    次回以降の委員会で正式に諮問するということですね。  
そのときに、現在の許可数はどの程度であるとか、実績について報告してもらえるのですか。

佐野主幹                    そうですね。漁業種類別の現在の許可数についても、そのときに表にまとめて報告をさせていただきます。

谷口会長                    定数なしとしていますが、どういうことかそのようなしているかの判断根拠にもなるとお思いますので、説明していただければ納得できるとお思います。

谷口会長                    他に御意見、御質問もないようですので、「アユ資源の状況」について、水産試験場から説明をお願いします。

## (2) 報告事項

### イ) アユ資源の状況について

水産試験場 三枝場長

谷口会長                    ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

佐野委員                    魚群数と推定資源尾数はいずれも昨年を上回っていたという報告でしたが、昨年のあまりにも低かったとお思います。

地球温暖化への対応は難しいだろうとは思いますが、昨年度人工

河川への放流を遅らせた効果や、水産多面的事業などで川底の耕うんをした効果は、ある程度出ていると思います。今後も、天然河川で産卵しやすい環境を作ってやるということを水産試験場や水産課などで協力しながらやっていただきたいと思います。

このように良い方法をとられたと思いますが、それでも昨期よりも少しだけアユが増えたという程度で全然足りません。12月はなんとか注文量を賄う漁獲がありましたが、注文量自体が減っています。このような状況が続くと、県外の河川漁協が人工産アユを購入するようになり、アユの単価にも影響してしまいます。

天然河川や人工河川におけるアユ産卵対策について、水産試験場長はどのように考えていますか。

三枝場長

説明の中で昨年を上回っていると申し上げましたが、平年値と比べると少ない状況に変わりはないとみています。委員仰せのとおり、今年少し上向いたのはアユの人工河川の運用の工夫を試みたこと、また知内川を中心に天然産卵場での耕うんにより天然産卵の助長に取り組んだことも奏功したものと思っています。

水産試験場では人工河川の運用方法について、さらなる改善ができないかとか、人工河川から流下したアユがどのように分散して、またそのアユが餌を食べて生き残っているのか、こういった追跡調査に着手してまいります。また、天然河川の産卵の状況につきましても、水産試験場では産卵調査を行っていますので、この耕うんの効果についても見てまいりたいと考えています。

琵琶湖産アユ種苗はかつて全国で大きなシェアを誇っていて、それが漁業者の皆様の収入を支えていました。先日、水産試験場に福井県の川の漁協が視察に来られ、琵琶湖産アユは非常によく釣れるので買いたいとおっしゃられていました。そのような声を頂戴しているからには、琵琶湖のアユの資源をしっかりと確保して、併せて、よく釣れるということをPRしていく、こういったことを水産試験場と水産課が連携をして取り組んでまいりたいと考えています。

佐野委員

昨年、和邇川などではアユが大量に遡上していたものの、当時の酒井場長が言うには、卵を産み付ける場所がなく産卵に結び付いていないということでした。

30年ほど前だったと思いますが、漁連の事業で、天然河川においてアユの産卵がしやすいように耕うんして、親アユを放流する事業をしたことがあり、一定の効果があったと記憶しています。

現在では 30 年前とは河川の形状や水量が完全に変わってしまっていますが、耕うんの効果はどのようなものでしょうか。

三枝場長

委員が御指摘のとおり、かつて、保護水面を中心に耕うんをして、そこに親アユを放流するという事業を行っていましたが、その後アユの資源量が非常に多くなったということもあって休止していました。しかし昨今のような気候変動がある中で、常に水温が低い水が流れる川の重要性は見直していく必要があると思います。

水産試験場では天然河川で産卵調査を行っていますので、その時に、各河川の川底の状況がどのようなものであるか、耕うんしているところとしていないところで産卵の状況がどうちがうのか、そういったことを調べて、行政施策につなげていきたいと考えています。

谷口会長

他に、御意見や御質問はございますか。

今の意見を参考にさせていただきながら、天然河川の利活用というところを含めて、施策に反映していただきたいと思います。

続いて「第9次滋賀県栽培漁業基本計画の策定について」水産課から説明をお願いします。

## (2) 報告事項

### ウ) 第9次滋賀県栽培漁業基本計画の策定について

水産課 吉岡課長補佐

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

佐野委員

ワタカは令和5年から休止されていますが、第8次計画ではまた20万尾放流する計画なのですか。ワタカを放流しなければならない理由があるのですか。漁師は、ワタカが網にかかると、網から外すのが大変です。

ゲンゴロウブナも、価値のある30cm以上の子持ちの状態のものはあまり漁獲されません。そのような状況で100万尾も放流する意味はあるのですか。

吉岡課長補佐

この数値は現在の計画における令和8年の計画値です。来年度からの計画については、これから魚種の選定や放流尾数の決定することになります。ワタカとゲンゴロウブナについてどうするのかに

ついても、今後の検討委員会の中で対象魚種として残すのか外すのか検討していきたいと考えています。

佐野委員                   ここに書かれている放流の目標量を今後の検討委員会等で精査して決定していくということですか。

吉岡課長補佐               こちらは8次計画ですので、令和8年度までの計画です。

谷口会長                   これは現行の計画ということですね。  
佐野委員がおっしゃっていただいているような事情を踏まえて、9次計画を作るということですね。

佐野委員                   この表は令和4年から8年までの計画ということですね。わかりました。誤解していました。

上垣課長補佐               補足いたします。ここに書かれている第8次計画は、令和4年に策定した令和8年の目標値です。前回の委員会の中で、今年度の計画をご報告させていただいていますが、その中ではワタカはもう放流しないという計画になっています。

谷口会長                   放流する魚種や量については議論があるところだと思います。今後、漁獲実績や資源量のデータを出して、検討して、数値を示して、検討会議において素案を作っていく、こういう流れですね。  
そして当委員会には3月に最終諮問してくれるということですね。

吉岡課長補佐               そのとおりです。

谷口会長                   それまでに意見をいっぱい言ってもらえばいいということですね。意見を言っていただく場所はあるということでしょうか。

吉岡課長補佐               こちらにお示しているとおり、あと2回、委員会で意見をお伺いしたいと思います。

谷口会長                   漁連などとは当然、密に意見交換をしながら進めていくということになりますか。

吉岡課長補佐 漁連には検討委員会に入っただき、そちらの方でも御意見をお伺いしようと思っています。

佐野委員 この魚種をこれだけ放流していきましょうとの計画を決める決定権はだれにあるのですか。計画の大枠は県だろうと思いますが、具体的な放流量は誰が決めるのですか。

吉岡課長補佐 まず検討委員会で魚種や数量のたたき台を作って委員会に示し、御意見をお伺いします。御意見を受けて、再度検討し、最後委員会に諮問させていただくことになります。

谷口会長 手続きとして委員会に諮問して意見を聞いて、意見を反映させて、行政が判断して策定するというもの。すなわち、行政の責任において作っていくものと理解していますが、間違いはないでしょうか。

酒井課長 この計画は、県が作る計画です。作るにあたっては、海区委員会の意見を聞かなければならないと法律に定められていますので、委員会に諮問して、最終決定するということとなります。その過程においては、検討の途中で海区委員の皆様にご説明をして、御意見をいただきながら最終固めていくということです。この資料の中には、県議会、常任委員会への報告も記載されていますが、そこは報告となります。

谷口会長 諮問ですから、委員会は大きな影響力を持っているということです。いきなり諮問されても困りますので、それまでにもたたき台について意見を聞くということです。

他にないようでしたら、次の報告事項に移りたいと思います。「全国海区漁業調整委員会連合会事務局長会議の開催について」事務局から説明をお願いします。

## (2) 報告事項

### 工) 全国海区漁業調整委員会連合会事務局長会議の開催について

事務局 佐野主任書記

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、何か御意見、御

質問がありましたら、御発言を願います。

全国海区漁業調整委員会連合会は、全国の海区の会議ですので、海のことを中心になっており、海のない滋賀県は少し異質です。

せっかくこのような会議が本県でありますので、琵琶湖の幸などを全国の皆さんに味わっていただくということについて、予算的に厳しいのかもしれませんが、事務局には知恵を絞っていただき、アピールしていただきたいと思います。委員の皆様も何か提案があれば事務局に伝えていただければと思います。

その他何かありますか。

森委員

先ほどの栽培漁業基本計画の議題に戻りますが、第8次計画と実績の差が生じた原因について、備考欄に記載するなどして説明をしてもらいたいです。自然相手のことですので、常に目標達成できるとは思いませんが、例えばウナギ2トンの計画に対して、実績が1.2トン、この差800kgが何で生じたかについては説明ができるはずで、この原因は非常に大事なことはないかと思います。次からはその説明を入れてほしいです。

谷口会長

非常に大事な意見だと思いますので、今後は課題を明記して、第9次の計画の策定に資するということを忘れないようにしてください。

他に無いようでしたら、以上で第612回琵琶湖海区漁業調整委員会を終了いたします。